

# 第3次会津坂下町行政経営改革プラン

(令和3年度～令和6年度)

令和4年1月策定

会津坂下町

## 【 目 次 】

|       |                       |              |
|-------|-----------------------|--------------|
| 第 1 章 | 行財政改革の推進              | ・ ・ ・ ・ ・ 1  |
| 第 1   | 策定の趣旨                 | ・ ・ ・ ・ ・ 1  |
| 第 2   | 町を取り巻く情勢              | ・ ・ ・ ・ ・ 1  |
| 第 3   | プランの名称及び期間            | ・ ・ ・ ・ ・ 2  |
| 第 4   | プランの位置付けと他計画との関係      | ・ ・ ・ ・ ・ 2  |
| 第 5   | 行財政基盤の確立のために          | ・ ・ ・ ・ ・ 2  |
| 第 2 章 | 行財政基盤確立に向けた 7 つの柱     | ・ ・ ・ ・ ・ 4  |
| 第 1 節 | 歳入の確保                 | ・ ・ ・ ・ ・ 4  |
| 第 2 節 | 人材育成・人件費・組織見直し        | ・ ・ ・ ・ ・ 5  |
| 第 3 節 | 事務事業等の再編・整理、廃止・統合、効率化 | ・ ・ ・ ・ ・ 6  |
| 第 4 節 | 官民連携の推進・民間活力の利活用      | ・ ・ ・ ・ ・ 7  |
| 第 5 節 | 公共施設の管理及び利活用          | ・ ・ ・ ・ ・ 8  |
| 第 6 節 | 財政健全化の推進              | ・ ・ ・ ・ ・ 9  |
| 第 7 節 | 議会における取組み             | ・ ・ ・ ・ ・ 10 |
| 第 3 章 | 今後の財政見通し              | ・ ・ ・ ・ ・ 11 |
| 第 1   | 財政の収支見通し              | ・ ・ ・ ・ ・ 11 |

### 第1 策定の趣旨

会津坂下町では、少子高齢化の進行に伴う人口の減少、年齢構造の変化に伴う社会保障費の増加、経済の低成長による税収の伸び悩み、インフラの老朽化による施設の維持管理費の増加に加え、地方債の償還に伴う公債費負担の増加により、平成28年度末の福島県による財政診断の結果では、将来的に実質収支は赤字になるというものでした。これを受け、徹底した事務事業の見直しや費用の削減が必要となりました。

そのため、令和元年に「会津坂下町財政健全化アクションプラン」を策定し、令和2年策定の「第六次会津坂下町振興計画」の中で10年間の計画期間のうち「前期の5ヵ年を財政健全化最重点期間」に位置づけ、行財政改革の推進に向けて取り組んでいます。

今後も継続する少子高齢化や安定的な財政基盤の確立するため、更なる行財政改革を推し進めます。

#### ※これまでの行財政改革の計画策定経過

- 昭和61年 「会津坂下町行政改革大綱」
- 平成8年 「会津坂下町行財政改革大綱」
- 平成10年 「第2次会津坂下町行財政改革大綱」
- 平成17年 「はな咲くばんげ経営改革プラン（会津坂下町行財政（集中）改革プラン）」
- 平成22年 「会津坂下町行政経営改革プラン（平成22年度～平成27年度）」
- 平成28年 「第2次会津坂下町行政経営改革プラン（平成28年度～令和2年度）」

### 第2 町を取り巻く情勢

少子高齢化や社会構造の多様化により、地域の担い手不足や雇用の確保、公共交通の規模縮小など課題は山積しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人・物・カネの移動を制限し、経済活動の停滞を招きました。今後も、新型コロナウイルス感染症対策のため生活様式の変更を余儀なくされることが予想され、行政においてもデジタル技術を活用し、新しい生活様式に対応した行政経営を推進する必要があります。

一方で、平成27年に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の推進とあわせて、行政サービスの更なる効率化や多様化するニーズに対応した持続的かつ安定的な行政経営を行い、誰一人として取り残さない社会の構築が求められます。

### 第3 プランの名称及び期間

プランの名称は「第3次会津坂下町行政経営改革プラン」とします。プランの期間は、第六次会津坂下町振興計画に合わせ、令和6年度までの4年間とします。年度ごとに達成度・進捗状況を評価しながら、社会経済情勢の変動及び国・県の動向を踏まえ、必要な調整を行いながら推進します。

### 第4 プランの位置付けと他計画との関係

本プランは、第六次振興計画を実現するため、個別計画を包括的に管理するものとし、個別計画による取り組みは、各計画に定める成果指標等により進捗管理及び評価を行います。

また、第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略と同様、本プランの計画期間も令和6年度までであることから、第六次振興計画後期計画の策定に合わせ、第3期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略及び本プランを第六次振興計画後期計画に編入させます。

### 第5 行財政基盤の確立のために

行政を取り巻く環境が急速に変化する中、これまでの行政サービスを維持しながら、多様化するニーズに対応していくためには、利益や利便性を生み出す事業へ支出を行い、無駄な事業への支出を抑えるなど、限られた資源を有効に活用することがより重要になります。

そのためには、本プランにより行財政改革に向けた取り組みを管理し、持続可能な行政運営に取り組み、本プラン最終年度には**経常収支比率を87.2%、実質公債費比率10.3%、将来負担比率35.4%**を目指します。

参考（令和元年度決算より）

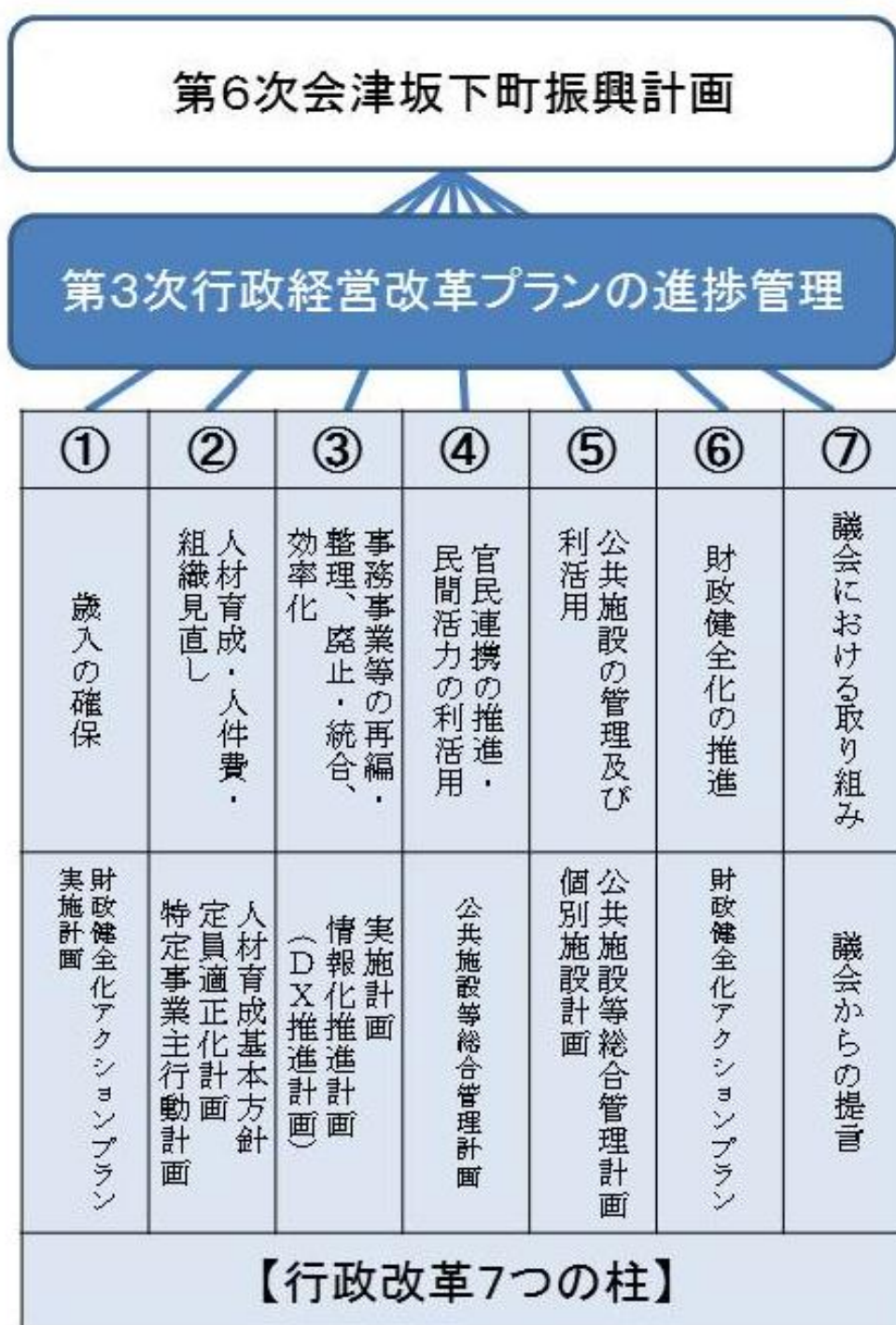
経常収支比率       ：   89.5%

実質公債費比率    ：   13.3%

将来負担比率       ：   87.4%

＊令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金があるため、比較対象年度を令和元年度とする。

## 第3次会津坂下町行政経営改革プランのイメージ



## 第2章 行財政基盤確立に向けた7つの柱

### 第1節 歳入の確保

町税や使用料、負担金等の適正な賦課、徴収により経常的な収入を確保するとともに、各種使用料や負担金について適正負担の原則に基づき適時見直しを行います。また、長期未納となっている使用料等の私債権について、法的手続きを含めた処分を検討し整理に努めます。

さらに、ふるさと納税の推進により安定的な財政基盤の確立を図ります。

#### ○税収の確保

町民税・固定資産税等の適正賦課に努め、自主財源の確保に取り組みます。また滞納分については、公平性の確保のため電話や訪問、郵送による催促や催告、福島県会津地域地方税滞納整理機構との連携による差し押さえ処分等を実施し収納率の向上を図ります。

重複滞納者については、収納対策委員会での情報共有を図り効率的な徴収を実施します。

| 計画等                | 施策管理の方法                           | 計画期間                | 担当班            |
|--------------------|-----------------------------------|---------------------|----------------|
| 会津坂下町財政健全化アクションプラン | 収納対策委員会や課長会において町税や使用料の収納状況を確認します。 | 令和元年度<br>～<br>令和6年度 | 財務管理班<br>税務管理班 |

#### ○ふるさと納税の推進

新たな返礼品の追加と魅力的なPRをすることで寄附額の増加を目指します。

企業版ふるさと納税については、令和5年度からの実施を目指します。

| 計画等              | 施策管理の方法                                         | 計画期間                | 担当班   |
|------------------|-------------------------------------------------|---------------------|-------|
| 第六代会津坂下町振興計画実施計画 | 実施計画事業である「ふるさと納税推進事業」を事務事業評価及び行政評価委員会において評価します。 | 令和元年度<br>～<br>令和6年度 | 財務管理班 |

#### ○受益者負担の適正化

各種使用料や負担金について、応益負担の原則から受益の範囲内で必要に応じた見直しを実施します。

| 計画等                | 施策管理の方法                   | 計画期間                | 担当班   |
|--------------------|---------------------------|---------------------|-------|
| 会津坂下町財政健全化アクションプラン | 財務管理班において必要に応じて見直しを実施します。 | 令和元年度<br>～<br>令和6年度 | 財務管理班 |

## 第2節 人材育成・人件費・組織見直し

「会津坂下町人材育成基本方針」に基づき、常に改革意識を持って積極的に行動できる職員、住民に寄り添い信頼される職員の育成を目指します。

また、メンタルヘルスケア、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組み、やりがいを持ち働きやすい環境で一人ひとりが能力を発揮できる職場づくりに努めます。

### ○人材育成・研修制度

職員一人ひとりが多様化する行政ニーズに的確に対応し、良質な行政サービスを提供できるよう、行政のプロとしての高い意識を持つ『考える職員』、豊かな人間性を持ち行動する『元気な職員』、住民から『信頼される職員』の育成に努めます。

| 計画等               | 施策管理の方法                                     | 計画期間       | 担当班   |
|-------------------|---------------------------------------------|------------|-------|
| 会津坂下町<br>人材育成基本方針 | 実施計画事業である「人材育成事業」を事務事業評価及び行政評価委員会において評価します。 | 令和2年度<br>～ | 行政管理班 |

### ○職員定数管理

行政需要が多様化する中、限られた人員で質の高い行政サービスを実現するため、適切な人員配置に努めます。また、再任用職員と新規職員の計画的採用を進め、年齢構成の均衡を図るとともに、人事評価制度と連動した適正な人事管理を行います。

| 計画等              | 施策管理の方法                      | 計画期間                | 担当班   |
|------------------|------------------------------|---------------------|-------|
| 会津坂下町<br>定員適正化計画 | 新規採用者数及び職員数等の管理と、適正配置を管理します。 | 令和2年度<br>～<br>令和6年度 | 行政管理班 |

### ○組織機構の見直し

ワーク・ライフ・バランスの充実を図り、多様な働き方を推進することで、職員の生活の質を高め、仕事のパフォーマンスを向上させます。

| 計画等                | 施策管理の方法                      | 計画期間                | 担当班   |
|--------------------|------------------------------|---------------------|-------|
| 会津坂下町<br>定員適正化計画   | 新規採用者数及び職員数等の管理と、適正配置を管理します。 | 令和2年度<br>～<br>令和6年度 | 行政管理班 |
| 会津坂下町特定<br>事業主行動計画 | 目標指標の成果を班長会において評価します。        | 令和3年度<br>～<br>令和7年度 | 行政管理班 |

### 第3節 事務事業等の再編・整理、廃止・統合、効率化

事務事業を評価し、事業の廃止や統合を含め、PDCAサイクルによる効率的な行政を実現します。また、行政サービスの質の向上のため、DX（※2）やICT化を推進するとともに、県や近隣市町村と連携した「会津地方デジタル変革プロジェクト」へ参画し、共通する業務データをもとに、対象業務の様式や業務フロー等の標準化、RPA（※3）等の共同利用に取り組みを進めます。

#### ○事務事業評価システムの充実

実施計画に掲載された事業について、内部評価及び行政評価委員会による外部評価によりPDCAサイクルを機能させ、効率的な行政運営に取り組みます。

また、評価結果を公表し、行政運営への理解を促進します。

| 計画等                  | 施策管理の方法                                    | 計画期間                | 担当班   |
|----------------------|--------------------------------------------|---------------------|-------|
| 第六次会津坂下町<br>振興計画実施計画 | 内部評価及び行政評価委員会による外部評価を実施し、評価結果を実施計画に反映させます。 | 令和2年度<br>～<br>令和5年度 | 政策企画班 |

#### ○電子行政（DXの推進）

情報化推進計画【現行】及びDX推進計画【次期】の策定により事業の効率化を図ります。

更に、AI（人工知能）やRPA等の新たなICT技術の活用により、業務の正確性の確保と効率化を図り、窓口業務など直接的な住民サービスの向上に努めます。

| 計画等                            | 施策管理の方法                                   | 計画期間                | 担当班            |
|--------------------------------|-------------------------------------------|---------------------|----------------|
| 会津坂下町情報化推進計画【現行】<br>DX推進計画【次期】 | 「情報化施策推進体制整備事業」を事務事業評価及び行政評価委員会において評価します。 | 令和3年度<br>～<br>令和6年度 | 政策企画班<br>行政管理班 |

#### ○情報発信・情報公開の推進

行政施策をSNS等を活用し、効果的に発信することで住民に対する説明責任を果たすとともに、住民の行政に対する関心や満足度の向上を図ります

| 計画等                            | 施策管理の方法                                              | 計画期間                | 担当班            |
|--------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------|----------------|
| 会津坂下町情報化推進計画【現行】<br>DX推進計画【次期】 | 「行政施策PR促進事業」「地域づくり情報受発信事業」を事務事業評価及び行政評価委員会において評価します。 | 令和4年度<br>～<br>令和6年度 | 政策企画班<br>行政管理班 |

## 第4節 官民連携の推進・民間活力の利活用

協働のまちづくりを進めるには民間活力は欠かすことができず、また、多様化する行政需要に合わせたオーダーメイド型の支援の必要性が増大していることから、NPO法人への業務委託など、民間と連携したきめ細かいサービスの提供を図ります。

### ○指定管理者制度の見直し

指定管理者の専門的知識などを活用し施設を効果的・効率的に管理運営することで、サービスを安定的かつ継続的に提供します。

| 計画等              | 施策管理の方法                                    | 計画期間                 | 担当班   |
|------------------|--------------------------------------------|----------------------|-------|
| 会津坂下町公共施設等総合管理計画 | 指定管理者制度により実施する事業を事務事業評価及び行政評価委員会において評価します。 | 平成29年度<br>～<br>令和8年度 | 財務管理班 |

### ○各種業務の民間活用の推進

公共サービスの業務領域は増加、複雑化しています。それらに対応するために、人材と財源の確保が必要であることから、業務を精査した上でPPP（※4）などを活用し民間事業者への業務の外部化について検討していきます。

| 計画等            | 施策管理の方法                                        | 計画期間                | 担当班   |
|----------------|------------------------------------------------|---------------------|-------|
| 会津坂下町行政経営改革プラン | 本プランで管理するものとし、該当する事業を事務事業評価及び行政評価委員会において評価します。 | 令和3年度<br>～<br>令和6年度 | 政策企画班 |

## 第5節 公共施設の管理及び利活用

人口減少や少子高齢化などによる社会構造や住民ニーズが多様化していることを踏まえ、長期的な視点をもって施設の計画的かつ効率的な維持管理、補修を実施していきます。

また、「会津坂下町公共施設等総合管理計画」に基づき、町が有する資産の適切な把握に努め、適切なストックマネジメントの実施により資産の有効活用を図ります。

### ○公共施設修繕・改修長期計画

長期的な視点に基づき、計画的予防保全による長寿命化を図ります。

また、定期的な点検・診断等により施設の状態を正確に把握し予防的な修繕を実施します。

| 計画等              | 施策管理の方法                        | 計画期間                 | 担当班   |
|------------------|--------------------------------|----------------------|-------|
| 会津坂下町公共施設等総合管理計画 | 公共施設総合管理計画の基本方針に基づき、適正管理に努めます。 | 平成29年度<br>～<br>令和8年度 | 財務管理班 |

### ○維持管理費等の削減

公共施設の効率的な利用により管理経費を削減し、未使用となった公有財産については、積極的に売却・処分を行い財政負担の軽減を図り効率的な財政運営を行います。

| 計画等              | 施策管理の方法                        | 計画期間                 | 担当班   |
|------------------|--------------------------------|----------------------|-------|
| 会津坂下町公共施設等総合管理計画 | 公共施設総合管理計画の基本方針に基づき、適正管理に努めます。 | 平成29年度<br>～<br>令和8年度 | 財務管理班 |

### ○未使用財産の有効活用

公共施設の町民一人あたりの延床面積は全国平均と比較して多く（平成27年時点）、財政状況から全ての施設を更新することは困難であることから、施設ごとの老朽化の状況や必要性を再検討し、施設機能の更新、複合化、集約化を図ります。また、必要性が認められない施設については廃止・撤去や有償での貸付、売却を積極的に進めます。

| 計画等              | 施策管理の方法                        | 計画期間                 | 担当班   |
|------------------|--------------------------------|----------------------|-------|
| 会津坂下町公共施設等総合管理計画 | 公共施設総合管理計画の基本方針に基づき、適正管理に努めます。 | 平成29年度<br>～<br>令和8年度 | 財務管理班 |

## 第6節 財政健全化の推進

「会津坂下町財政健全化アクションプラン」による取り組みを進め、収支の黒字化を毎年度達成し、経常収支比率や実質公債比率、将来負担比率といった健全化判断指標を改善し、弾力的な行政経営の実現に向けて取り組みます。

### ○補助金の適正な運用

補助金制度審議会において、補助金の目的、補助額、公平性、効率性、補助の期間等について基準に沿い妥当性の検証を行ない適正な補助金の運用を実施します。

| 計画等                | 施策管理の方法                         | 計画期間                | 担当班   |
|--------------------|---------------------------------|---------------------|-------|
| 会津坂下町財政健全化アクションプラン | 補助金制度審議会における各種補助制度の効果と内容を検証します。 | 令和元年度<br>～<br>令和6年度 | 財務管理班 |

### ○委託料の改善

住民サービスの質の向上と経費の均衡を図り、委託制度を活用した行政運営を行います。委託事業と方法・内容・単価等の適正化を図ります。

また、単年度契約と比較し複数年契約にすることにより縮減できる委託料については積極的に切替を進めます。

| 計画等                | 施策管理の方法                  | 計画期間                | 担当班   |
|--------------------|--------------------------|---------------------|-------|
| 会津坂下町財政健全化アクションプラン | 委託内容や委託料積算方法などの見直しを行います。 | 令和元年度<br>～<br>令和6年度 | 財務管理班 |

### ○町債残高の減少と財政調整機能の確保

財政健全化アクションプランの推進により、令和4年度までの目標としていた財政調整基金への4億円の積立額については達成しましたが、地方債残高については依然として高い水準にあるため、継続して財政健全化に取り組んでいきます。

| 計画等                | 施策管理の方法                              | 計画期間                | 担当班   |
|--------------------|--------------------------------------|---------------------|-------|
| 会津坂下町財政健全化アクションプラン | 財政調整基金の確保と並行し、金利が高い地方債の繰り上げ償還を実施します。 | 令和元年度<br>～<br>令和6年度 | 財務管理班 |

## 第7節 議会における取組み

議会における取組みについては、各委員会などから提言のあった内容について、実現化に向けて検討及び調整を図ります。

### ○委員会の提言による改善

議会改革特別委員会・行財政改革検討特別委員会等の提言を尊重し、実現化に向けた検討及び調整を行います。

| 計画等                               | 施策管理の方法                                      | 担当班   |
|-----------------------------------|----------------------------------------------|-------|
| 議会改革特別委員会、<br>行財政改革検討特別委<br>員会の提言 | 各委員会の提言と、実現化に向けた検討及び調整の結果について、議会事務局で管理を行います。 | 議会事務局 |

※1 ICT（インフォメーションアンドコミュニケーション・テクノロジー）・・・

「情報通信技術」の略。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す略語。

※2 DX（デジタル・トランスフォーメーション）・・・

デジタル技術により、既存の組織や仕組み、手順などを根本的に改革し、人々の生活をあらゆる面でより良い方向へ変化させること。

※3 RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）・・・

パソコン作業で繰り返し行う一般的な定型業務を、人間同様の操作を行えるソフトウェアによって自動化・効率化をすること。

※4 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）・・・

自治体と民間がパートナーを組んで公共事業に取り組む事業手法。

民間企業の資本や技術、サービスを活用することで財政負担を減らしながら良質な公共サービスを提供することが可能。

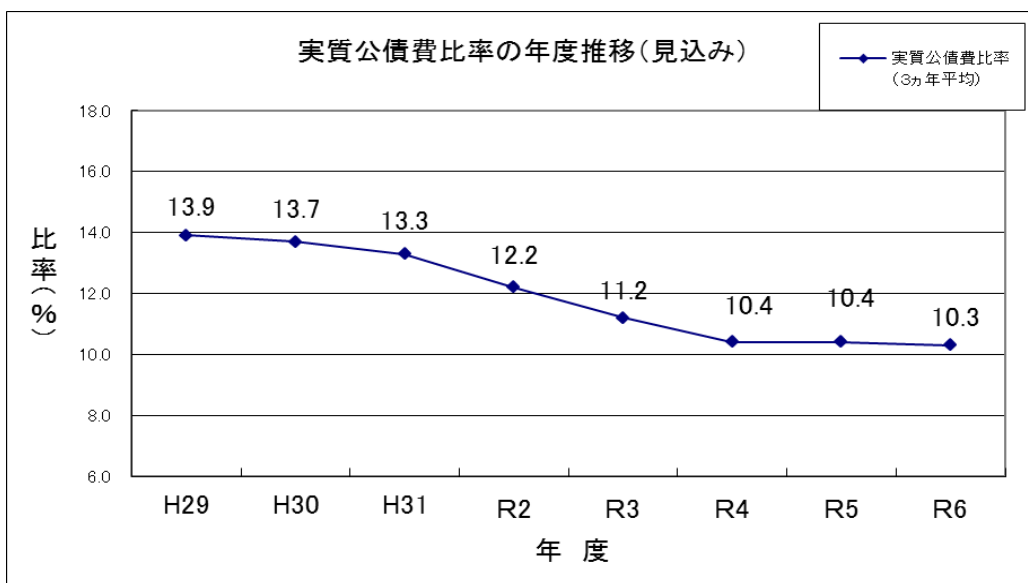
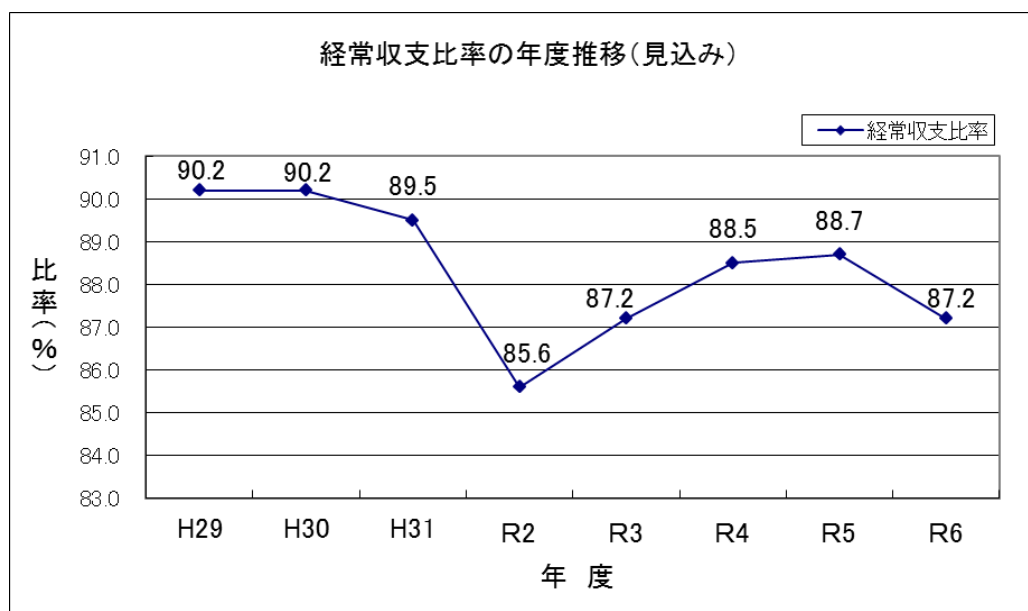
### 第3章 今後の財政見通し

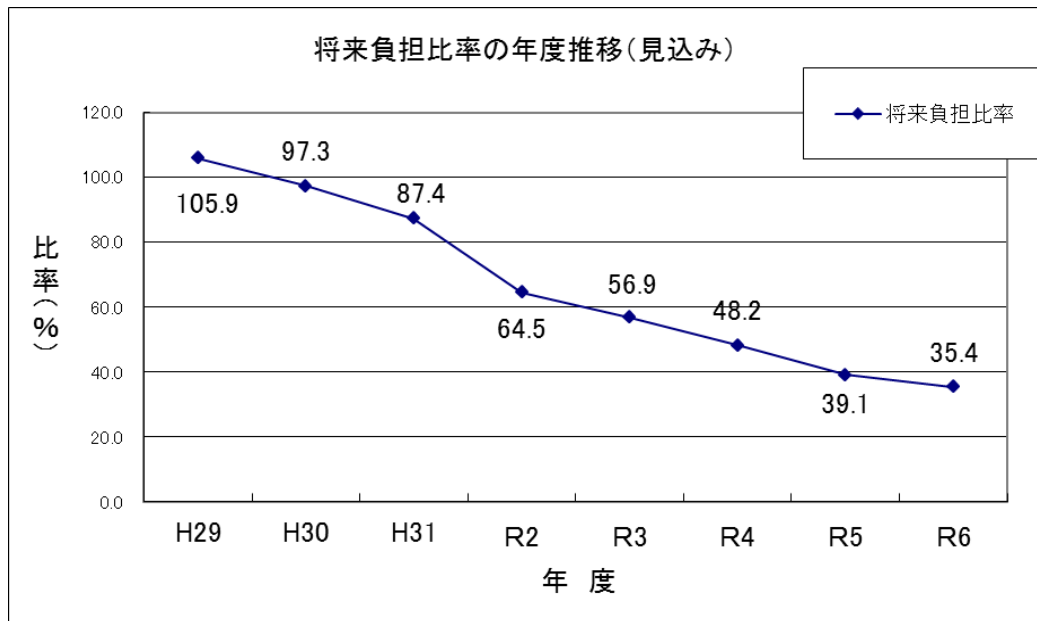
#### 第1 財政の収支見通し

地方税については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和5年度までは減少となりますが、その後は経済活動の回復により増加する見込みです。また、長期的には人口減少に伴う生産年齢人口の減により、地方税や地方交付税は減少傾向となります。

プラン計画期間の財政指標は、次のグラフのように推移すると予測されます。経常収支比率の令和2年度の比率が低い理由は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を考慮し多くの事業が中止になったため経常的な支出が減少したことです。

令和元年度から令和6年度までを財政健全化最重点期間と位置付け、財政健全化への取り組みを進めていることから「実質公債費比率」「将来負担比率」ともに改善が見込まれます。





### 【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に、町税、地方交付税等を中心とした経常的な収入に対する割合で、財政構造の弾力性を表す指標。この比率が高くなるほど財政構造が硬直化してくる。一般に 75%程度安全・76～85%要注意ゾーン・85%以上危険ゾーン

### 【実質公債費比率】

普通会計の公債費（返済）と公営事業会計・一部事務組合への公債費にあたる負担金を合わせた額の標準財政規模に対する比率。

- 18%以上の場合 町債を発行する際に県知事の許可が必要となる。
- 25%以上の場合 一般単独事業に係る地方債発行の許可が制限される。また「早期健全化団体」に該当し、財政健全化計画の策定（議会の議決）と外部監査の要求が義務付けられる。
- 35%以上の場合 公共事業に係る地方債発行の許可が制限される。また「財政再生団体」に該当し、財政再生計画の策定（議会の議決）と外部監査の要求が義務付けられ、財政再生計画は総務大臣の同意が必要となる。

### 【将来負担比率】

出資法人（第三セクター等）を含めた普通会計の将来負担しなければならない実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

- 350%以上の場合 「早期健全化団体」に該当